

令和5年第4回定例会文教福祉委員会会議録

令和5年12月18日  
午後1時30分～午後3時9分  
全員協議会室

出席者 山村 尚 委員長 後藤 光秀 副委員長  
伊藤 悦子 委員 久米原孝子 委員  
山崎 孝一 委員 椎塚 俊裕 委員  
杉野 五郎 委員 大野誠一郎 委員

執行部説明員 教 育 長 大古 輝夫 福 祉 部 長 荒槇 由美  
健康スポーツ部長 坪井 龍夫 教 育 部 長 中村 兼次  
福 祉 部 次 長 中嶋 正幸 健康スポーツ部次長 佐々木英一  
教育委員会事務局次長 大堀 敏雄 福 祉 総 務 課 長 藤ヶ崎 聡  
こども家庭課長 蔭山 大三 障がい福祉課長 篠塚 寿也  
保 護 課 長 山崎 正尚 健康増進課長 大久保雅人  
医 療 対 策 課 長 飯田 啓司 介 護 保 険 課 長 重田 正光  
保 険 年 金 課 長 沼尻 正宏 スポーツ推進課長 昇 一信  
教 育 総 務 課 長 名島 正博 文 化 ・ 生 涯 学 習 課 長 国松 美浩  
指 導 課 長 千葉 幸子 教 育 セ ン タ ー 所 長 熊澤つむぎ  
学校給食センター所長 岩井 務 保 育 課 長 補 佐 脇島 朋子（書記）

事務局 主 査 深沢伸一郎

議 題

- 議案第3号 龍ヶ崎市特別会計設置条例の一部を改正する条例について  
議案第4号 龍ヶ崎市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第5号 龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
議案第9号 龍ヶ崎市文化会館に係る指定管理者の指定について  
議案第10号 龍ヶ崎市総合福祉センターに係る指定管理者の指定について  
議案第11号 龍ヶ崎市ふるさとふれあい公園に係る指定管理者の指定について  
議案第23号 令和5年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第6号）の所管事項  
議案第24号 令和5年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）  
議案第25号 令和5年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）  
議案第26号 令和5年度龍ヶ崎市障がい児支援サービス事業特別会計補正予算（第3号）  
議案第27号 令和5年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）  
議案第30号 損害賠償の額の決定について

- 議案第31号 令和5年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第7号）の所管事項  
議案第32号 令和5年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）  
報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）  
報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）  
報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）

○山村委員長

皆さんこんにちは。

開会に先立ちまして委員の皆様申し上げます。

本日、傍聴の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔傍聴者 入室〕

○山村委員長

ここで傍聴者に一言申し上げます。

会議中にご静粛をお願いいたします。

それでは、ただいまより、文教福祉委員会を開会いたします。

本日ご審議をいただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託されました、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第23号の所管事項、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第30号、議案第31号、議案第32号、報告第3号、報告第4号、報告第5号の17案件です。

これらの案件につきましてご審議をいただくわけではございますが、発言は簡潔明瞭に、質疑は一問一答でお願いいたします。また、執行部におかれましても答弁はポイントを絞り簡潔明瞭をお願いいたします。会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議案の審査に入ります。

議案第3号 龍ヶ崎市特別会計設置条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

荒槇福祉部長。

○荒槇福祉部長

それでは、議案書5ページをお開きください。

議案第3号 龍ヶ崎市特別会計設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

初めに、こども発達センターつぼみ園の円滑な運営と経理の適正を図るため、龍ヶ崎市障がい児支援サービス事業特別会計を設置しております。現在、つぼみ園では利用する保護者の心情に配慮して、障がいという文言を可能な限り使用しないようにし、前向きに療育を受けていただけるような環境づくりに努めているところでございます。

今回の改正につきましては、この一環といたしまして、特別会計の名称につきましても、龍ヶ崎市障がい児支援サービス事業特別会計から障がいという文言を使用しない名称としまして、龍ヶ崎市児童発達支援事業特別会計へ改正を行うものでございます。

施行日につきましては令和6年4月1日からとなります。

説明は以上でございます。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はございませんか。

〔なし〕

○山村委員長

別がないようですので採決いたします。

議案第3号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山村委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第4号 龍ヶ崎市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

荒楨福祉部長。

○荒楨福祉部長

続きまして、議案書6ページをお開きください。

議案第4号 龍ヶ崎市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

こちらの条例につきましては、こども発達センターつぼみ園を令和6年4月から児童発達支援センターへ移行するに当たりまして、必要な改正を行うものです。

主な改正内容としましては、第1条におきまして、児童発達支援センターであることを明文化し、第3条におきましては、新たに実施します保育所等訪問支援事業を追加いたします。

次のページをお開きください。

また、利用者負担額に関しまして、第9条第1項におきまして、現在0歳から2歳児のうち、住民税課税世帯に属するお子さんについては、利用者負担が生じておりますが、これらのお子さんを含め、すべての未就学児については、利用者負担を無料とする改正を行うものです。

さらには、第9条第2項として児童発達支援センターへ移行後に、給食を取り入れた療育を行う予定としておりますので、その給食費等を徴収できるようにする条文を追加する改正を行うものです。

そして、当該条例の改正に関連しまして、龍ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の別表第1に規定しております障がい児通所支援事業嘱託医師につきまして、保護者の心情に配慮して障がいという言葉を使用しないよう、児童通所支援事業嘱託医師へ改める旨を付則において規定するものです。

施行日につきましては令和6年4月1日からとなります。

説明は以上でございます。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

伊藤委員。

○伊藤委員

第3条の保育所等訪問支援っていうのはどんなものなのか、具体的に教えてください。

○山村委員長

篠塚障がい福祉課長。

○篠塚障がい福祉課長

保育所等訪問支援事業に関しましては、つぼみ園の療育に当たっている専門職であったりとか指導員が、当園に通園しているお子さんが通っている保育所、幼稚園、認定こども園等に出向きまして、そのお子さんとの関わり方といったものを園の職員に情報提供し、指導し、目指すべき方向を一本化していこうと、効率的な療育をしていこうというものになります。

以上です。

○山村委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

今までもやっていますよね。

○山村委員長

篠塚障がい福祉課長。

○篠塚障がい福祉課長

今までも実際にはやっております、巡回相談というものをやっているんですけど、それからさらにもうちょっと踏み込んで、個人に特化してやっていこうというものになります。

○山村委員長

ほかにありませんか。

久米原委員。

○久米原委員

さっきの第3号もそうなんですけど、「障がい」という言葉をなくして、なるべく配慮してっていうことで、以前札幌議員からそういうふうにやってもらいたいというお話をして、今回こういう形になってるのかなと思うんですけど、そのときに、やはり全部が排除できないという部分があって、どうしても「障がい」という部分を省けないものがあるっていう話があったんですけども、それはどの程度あるんでしょう。

○山村委員長

篠塚障がい福祉課長。

○篠塚障がい福祉課長

「障がい」という文言を省けないものとしましては、やはり法令に基づくものになりますので、サービスを使うにあたって受給者証というものが必要になるんですけども、そこにはどうしても障害児通所支援の受給者証という形で「障がい」という文言が残ってしまいます。そういった法令に基づいたものはどうしても残ってしまうということになります。

以上です。

○山村委員長

久米原委員。

○久米原委員

その受給者証はどうしても保護者の方も目にしてしまう機会があるし、どうしても省けないということなので、でもものすごく一生懸命配慮していただいてありがたいと思います。ありがとうございます。

以上です。

○山村委員長

ほかにありませんか。

[なし]

○山村委員長

別がないようですので採決いたします。

議案第4号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

[異議なし]

○山村委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第5号 龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

坪井健康スポーツ部長。

○坪井健康スポーツ部長

議案書の9ページをお願いいたします。

議案第5号 龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

これは、産前産後の国民健康保険税の減額に係る規定を追加するものでございます。

地方税法等が一部改正されまして、市の条例も同様の規定を加えるものでございます。

施行日は令和6年1月1日でございます。

具体的な内容でございますが、国保の加入者が出産するときに、その産前産後の合計4ヶ月分、多胎妊娠の場合には合計6ヶ月分となりますが、国民健康保険税の所得割と均等割を、この期間の負担をゼロとするものでございます。なお、この制度での所得制限はございません。

条文でございますが、追加する第20条第3項第1項及び第2項が基礎課税額の所得割額及び均等割額にかかる規定でございます。

10ページと同様に、第3号、第4号につきましては、後期高齢者支援金等課税額に関わるもので、第5号及び第6号が介護納付金課税額に関するものでございます。

次に、第23条の2につきましては届出書に関する規定でございます。第1項が届出書の記載内容、第2項が添付書類、第3項が出産6ヶ月前から届け出ができること、第4項につきましては省略させることができる場合の規定でございます。

説明は以上です。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

伊藤委員。

○伊藤委員

悲しいことなんですけど、流産とか死産の場合の適用はどんなふうになるんでしょうか。

○山村委員長

沼尻保険年金課長。

○沼尻保険年金課長

妊娠85日以上（4ヶ月以上）の場合であれば死産ですとか、例えば人工妊娠中絶の場合でも該当になります。

以上です。

○山村委員長

ほかにありませんか。

〔なし〕

○山村委員長

別がないようですので採決いたします。

議案第5号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山村委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第9号 龍ヶ崎市文化会館に係る指定管理者の指定について、執行部から説明願います。

中村教育部長。

○中村教育部長

議案書20ページをお開きください。

議案第9号 龍ヶ崎市文化会館に係る指定管理者の指定についてです。

これは、龍ヶ崎市文化会館を公益財団法人龍ヶ崎市まちづくり・文化財団に、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間、地方自治法第244条の2第6項及び、龍ヶ崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第8条第1項の規定に基づきまして、指定管理者として指定をするものです。

説明につきましては以上です。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔なし〕

○山村委員長

別がないようですので採決いたします。

議案第9号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山村委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第10号 龍ヶ崎市総合福祉センターに係る指定管理者の指定について、及び議案第11号 龍ヶ崎市ふるさとふれあい公園に係る指定管理者の指定についての2案件につきましては、内容が関連しておりますことから、一括して説明を受け、質疑を行い、採決は別々に行いますので、よろしく願います。

それでは執行部から説明願います。

荒槇福祉部長。

○荒槇福祉部長

議案書22ページをお開きください。

議案第10号 龍ヶ崎市総合福祉センターに係る指定管理者の指定について、並びに24ページになります、議案第11号 龍ヶ崎市ふるさとふれあい公園に係る指定管理者の指定についてでございます。二つの議案を一括してご説明させていただきます。

令和6年3月31日に現在の指定管理者による指定期間が満了となることから、本年9月に次期の指定管理期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間における指定管理者の募集を行いました。

申請がありました、社会福祉法人龍ヶ崎市社会福祉協議会から次期の指定管理期間における施設の管理運営にかかりますプレゼンテーションを受けた後、龍ヶ崎市指定管理者選定委員会による適格性の評価等、慎重なる審議を経て、この申請者を次期の指定管理候補者として選定したところでございます。

これによりまして、地方自治法第244条の2第6項及び龍ヶ崎市公の施設に係る指定管

理者の指定手続等に関する条例第8条第1項の規定に基づき、今議会において指定管理者の指定を議決いたさうとするものです。

いずれの施設も同一の団体がその候補者でありますことから、2案件を一括してご審議いたさうとするものです。

説明は以上でございます。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔なし〕

○山村委員長

別がないようですので採決いたします。

採決は別々に行います。

初めに議案第10号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山村委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

次に、議案第11号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山村委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第23号 令和5年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第6号）の所管事項について、執行部から説明願います。

荒楨福祉部長。

○荒楨福祉部長

別冊3になります。

議案書1ページをお開きください。

議案第23号 令和5年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第6号）についてでございます。

この補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5,905万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ296億6,564万6,000円とするものでございます。あわせて繰越明許費、債務負担行為及び地方債についても補正をするものでございます。

なお、各所管部の説明につきまして、人件費は説明を割愛させていただきますのであらかじめご了承願います。

また、債務負担行為につきましては、令和6年度当初より契約を履行するにあたり、令和5年度中に契約する必要があるため、債務負担行為を設定するものとなります。

はじめに、福祉部の所管事項についてご説明をいたします。

6ページをお開きください。

第3表 債務負担行為補正の追加です。

福祉部所管事項は9ページになります。

中段のふるさとふれあい公園土地賃貸借契約をはじめ、地域活動支援センター運營業務委託契約、障がい福祉システム利用契約、一つ飛びまして、さんさん館管理にかかる業務委託契約、以降5件の契約並びに10ページに続きまして、学童保育ルーム運営加配措置業



務委託契約から中段の生活保護レセプト管理システム利用契約までの8件及び下から5番目の電子母子手帳サービス利用契約が福祉部所管となります。

そのうち、9ページの中段に記載があります障がい福祉システム利用契約は、現在使用している障がい福祉システムが令和6年度末で契約期間が満了することに伴い、新たなシステムを構築し、5年間の利用契約を締結しようとするものです。

また、10ページの中段に記載があります生活保護レセプト管理システム利用契約は、医療扶助オンライン資格確認サービス利用及びレセプト内容点検サービス利用の4年間の利用契約を締結しようとするものでございます。

18ページをお開きください。

歳入でございます。

上から2番目の障がい者自立支援給付費、その下の障がい児施設給付費です。

いずれも歳出の扶助費の不足見込み額の補正に伴い、国2分の1の歳入を見込むものでございます。

その下の生活保護費です。

こちらも歳出の医療扶助費の不足見込み額の補正に伴い、国4分の3の歳入を見込むものとなります。

2段目の箱の上から2番目の障がい者地域生活支援事業費です。

こちらは、総合福祉システム改修に要する費用に対する国庫補助金で補助率は国の2分の1となります。

その下、生活保護適正実施推進事業費です。

主な理由は、自立支援プログラム支援員等に対します国庫補助が不採択となったための減額となります。

その下、母子保健医療対策等総合支援事業費です。

こちらも歳出の産後ケア委託料の不足見込み額の補正に伴い、国2分の1の歳入を見込むものとなります。

次のページ、19ページです。

1番目の障がい者自立支援給付費、その下の障がい児施設給付費です。

いずれも歳出の扶助費の不足見込み額の補正に伴い、県4分の1の歳入を見込むものです。

25ページをお開きください。

歳出です。中段になります。

社会福祉協議会助成費です。

こちらは、人事院勧告の影響に伴う派遣職員負担金の増額となります。

その下の障がい者自立支援事務費です。

こちらは、福祉サービス受給者証の郵送に係る通信運搬費と国保連合会の審査支払い手数料に不足が見込まれるため、増額をするものです。

その下の障がい者自立支援給付事業です。

こちらは、訓練等給付費の利用者の増加及び補装具費の支給申請の増加に伴い扶助費の不足が見込まれるため、増額をするものです。

その下の障がい者地域生活支援事業（補助分）です。

こちらは、令和6年度に予定されている障がい福祉サービス等の報酬改定に係る福祉システムの改修に要する費用です。

次のページ、26ページをお開きください。

一番下から2番目の障がい児支援サービス事業特別会計繰出金です。

こちらは、つばみ園職員の人件費の調整に伴う一般会計からの繰出金です。

次のページに移ります。

1番目の障がい児施設給付事業です。

こちらは、障がい児施設利用者の増加に伴い、給付費の不足が見込まれるため、増額するものです。

中段になります。

生活保護適正実施推進事業です。

こちらは、レセプト管理システムオプションサービスの無償期間を活用して点検を実施したこと及び統合用端末システム構築の端末を自己調整するとともにシステムのセットアップを直営で実施したことによります減額となります。

その下、生活保護扶助費です。

こちらは、執行状況から医療扶助費の不足が見込まれるため増額するものです。

この事業費の負担割合は、国4分の3となります。

その下、災害援護事業です。

こちらは、東日本大震災に係る災害援護資金貸付金の県への償還金額の確定に伴う不用額の減額でございます。

次のページ、28ページをお開きください。

上から3番目、産後ケア事業です。

こちらは1歳未満の乳児を対象とした事業で宿泊型・日帰り型・訪問型のいずれも利用者が増加しているため、増額するものです。

福祉部所管の説明は以上でございます。

#### ○山村委員長

坪井健康スポーツ部長。

#### ○坪井健康スポーツ部長

続きまして、健康スポーツ部の所管事項でございます。

はじめに、第3表 債務負担行為の所管事項について説明をさせていただきます。

9ページをお開きください。

下から7行目の高齢者いきいき活動支援事業業務委託契約が所管となります。

続きまして、10ページでございます。

9行目の健康管理システム及び関連機器にかかる保守業務委託契約から、その下4行目のがん検診無料クーポン券等作成及び封入封緘業務委託契約まで、及び一つ飛びまして、定期予防接種にかかるワクチン購入費、その下の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保にかかる業務委託契約、11ページになりまして、1行目の保健センター清掃業務委託契約から3行目の保健センター土地賃貸借契約までが所管となります。

この中で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保にかかる業務委託契約につきましては、令和6年度以降は新型コロナウイルス感染症を予防接種法のb類疾病に位置付けた上で、法に基づく定期接種とする方向性は国より示されておりますが、現時点では具体的な制度設計が示されておられません。そのため、令和5年秋接種と同規模での接種体制をベースとして計算し、必要経費を計上しているところでございます。

それ以外につきましては、いずれも令和6年度当初から履行するために、令和5年度中

の契約が必要なことから債務負担行為を設定するものでございます。

18ページをお願いいたします。

1行目の国民健康保険基盤安定等は来年1月1日から始まります、産前産後保険税減額制度にかかる国庫負担金を計上したものでございます。

議案第5号でご説明しておりますが、この制度は国民健康保険の被保険者が出産するときに、その産前産後4ヶ月分、多胎妊娠の場合には6ヶ月分の保険税の所得割と均等割を減額するものでございます。国庫負担金は、この減額分の2分の1が交付されるもので、令和6年1月から3月までの3ヶ月分を計上しております。

三つ飛びまして、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費です。

新型コロナウイルスワクチン接種後におけます副反応疑いにより、健康被害救済制度の申請をされた方のうち1名が認定を受けたことに伴う医療費と医療手当の給付でございます。国の10分の10の負担となります。

このページ一番下の国民健康保険基盤安定等です。

産前産後保険税減額制度の減額分につきまして、4分の1の県負担金です。国庫負担金と同様に令和6年1月から3月までの3ヶ月分の計上でございます。

19ページでございます。

3行目の地域医療介護総合確保基金事業費です。

歳出の介護施設整備支援事業に係る補助金としまして、介護付き有料老人ホームの開設に係る備品購入等の経費及び介護老人福祉施設の短期入所施設からの転換に係る備品購入等の経費に対する補助を見込んでおりましたが、いずれも法人より申請しない旨の申し出があったことによる減額でございます。詳細は歳出で説明をいたします。

その下の医療費助成事業費医療分でございます。

歳出の医療福祉事業（県補助分）の扶助費の増額補正に対応するもので、扶助費の2分の1の額となります。

下から3行目の教育振興基金繰入金です。

龍ヶ崎市スポーツ大会出場激励金の増額に伴い、基金充当額を増額するものでございます。

20ページをお願いいたします。

2行目、スポーツによる自己実現支援事業参加者負担金でございます。

歳出のスポーツによる自己実現支援事業におきまして、踊る大作戦と投げる大作戦の二つのプログラムを予定しておりましたが、踊る大作戦の実施を見送ったことから、参加者負担金を減額するものでございます。

次に、歳出になります。

25ページをお願いいたします。

4行目、国民健康保険事業特別会計繰出金、及びこのページ一番下の介護保険事業特別会計繰出金、26ページになりまして、一番上の後期高齢者医療事業特別会計繰出金、この三つにつきましては、特別会計の中でご説明させていただきます。

26ページ2行目の介護施設等整備支援事業です。

介護施設の開設準備に要する備品購入などに対する補助金の減額でございます。

事業者が介護付き有料老人ホームの建設を中止したことに伴う開設準備経費の減額及び介護老人福祉施設の一部を短期入所から転換するために新たな備品を購入しないことから、法人より申請しない旨の申し出があったこと、この二つの施設に係る減額でございます。

その下、医療福祉事業（県補助分）と医療福祉事業（単独分）です。

県補助分は県補助事業のマル福でございます。単独分は市単独事業のマル福です。いずれも執行状況から不足が見込まれるため、減額をするものでございます。

28ページをお願いいたします。

2行目の子育て相談事業です。

未就学児を対象とした発達相談おひさまくらぶ事業につきまして、相談者の増加に伴い事業の充実を図るため、相談日数3回分を増やすための増額でございます。

一つ飛びまして、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付事業でございます。

新型コロナワクチン接種後に、入院及び通院による治療を受けた方1名が当該接種を受けたことによるものと認定を受けたことから、2021年7月から2023年3月までの医療費、これが9万3,880円と、医療手当116万7,400円、この合計を支給するものでございます。

29ページになります。

一番上の保健センター管理運営費です。

この夏、保健センターの待合ホール及び研修室の空調設備が故障したために、緊急措置としまして空調設備及び発電機をリースし、その燃料となる軽油を先行購入しましたことから、当期の灯油購入費に不足が生じたため増額をするものでございます。

36ページをお願いいたします。

3行目になります。

スポーツ振興費です。

スポーツ大会出場激励金につきまして、執行状況から不足が見込まれるための増額でございます。

その下、スポーツツーリズム振興事業です。

流通経済大学柔道部と連携しまして、オセアニア地域の柔道チームとの交流事業を検討しましたが、実施を見送ることとなったため、減額をするものでございます。

その下、スポーツによる自己実現支援事業です。

スポーツによる自己実現支援事業につきましては、踊る大作戦と投げる大作戦の二つのプログラムでの実施を予定していました。

踊る大作戦につきましては、成果発表の場としまして、プロ野球北海道日本ハムファイターズの新本拠地であります北海道エスコンフィールドを見込んでおりましたが、この場所の利用ができなくなったことから、事業実施を見送ることとしたため、減額をするものでございます。

その下、総合運動公園管理運営費です。

たつのこフィールドに設置されている非常用放送設備の修繕に要する経費の計上でございます。

健康スポーツ部につきましては以上でございます。

○山村委員長

中村教育部長。

○中村教育部長

それでは引き続き、教育委員会の所管事項につきましてご説明をさせていただきます。

まず初めに、6ページをお開きください。

第2表 繰越明許費です。

上から2段目の項目で10番の教育費、2の小学校費のうち、まずは、龍ヶ崎小学校管理

費です。

これは、プール塗装工事を予定しておりましたが、資材価格等の高騰によりまして、当初の設計額に不足が生じることから、設計額を増額した上で発注することとするため、年度内の完了が困難となることから繰越をさせていただこうとするものです。

次に、その下で八原小学校管理費です。

これは、同校のプール塗装工事の入札不調に伴いまして、設計等を見直した上で再入札を執行することとしたため、年度内の完了が困難となることから、繰越をさせていただこうとするものです。

次に、4の小中一貫校費で、小中一貫校施設整備事業です。

こちらは、長山中学校区施設一体型一貫校の本格的な工事の着工前に、工事期間内に使用を予定している、現在空き教室となっている教室への空調設備を移設しようとするもので、来年度の夏までに工事を完了させる必要があることから、繰越をさせていただこうとするものです。

次に、6の社会教育費で、中央図書館管理費です。

こちらは、1階のLED照明更新工事を令和6年度に予定しておりましたが、その工事期間につきつきまして、図書館利用者の利便性を考慮いたしまして、同じく令和6年6月に予定しております蔵書点検の休館期間に合わせて実施することとし、この期間内に確実に施工できるよう、LED照明機器等の調達期間を十分に確保しておくため、繰越をさせていただこうとするものです。

続きまして、下の表です。

第3表 債務負担行為補正です。

12ページをお開きください。

説明につきましては、新規の債務負担行為のみとさせていただきます。

12ページの下から4段目、学校災害賠償補償保険等加入にかかる申込から、13ページの下から三番目、給食献立管理システム利用契約までが教育委員会の所管事項となります。

まず、その上の給食費管理システム等リース契約についてです。

こちらは、令和7年1月から新システムの導入を予定しておりますことから9ヶ月分のリース料を計上しております。

次に、その下で給食献立管理システム利用契約です。

これは、今年度構築しております、給食献立管理システムの令和6年4月以降のシステム利用料60月分となります。新規のシステムです。

以上が債務負担行為に係る説明となります。

続きまして、14ページをお開きください。

第4表 地方債補正です。

詳細につきましては歳入でご説明をさせていただきますが、いずれも事業費の増額に伴うものです。

はじめに、上から三番目の小学校施設整備事業債です。

限度額を100万円増額し、6,470万円とするものです。

次に、その下で小中一貫校施設整備事業債です。

限度額を180万円増額し、5,930万円とするものです。

続きまして、歳入となります。

20ページをお開きください。

2段目の大きな枠の中で、7番の教育費債です。

小学校債につきましては、龍ヶ崎小学校プール塗装工事に伴い、500万円増額するものです。

次に、小中一貫校債は長山中学校区施設一体型一貫校の本格的な工事の着工前に長山中学校の既設のプール解体工事に伴い、180万円増額するものです。

続きまして、歳出となります。

33ページをお開きください。

2段目の大きな枠の中で、三番の教育指導費です。

こちらは、語学指導事業、いわゆるALT派遣業務委託事業で、契約金額が確定しておりますので、その契約差金を減額しようとするものです。

その下の枠の中で、教育センター管理運営費です。

これは、教育総務課、指導課、各小中学校で運用しております、校務支援システムを教育センターでも使用できるよう、ネットワーク設定を行うものです。

その下の大きな枠の中で、一番の学校管理費です。

1ページおめくりください。

一番上の項目で、小学校管理費で需用費です。

これは、小学校の緊急修繕が想定以上に増加したことに伴い、予算に不足が見込まれることから増額をするものです。

次に、龍ヶ崎小学校管理費につきましては、プール塗装工事を予定しておりましたが、昨今の資材価格等の高騰により当初設計金額に不足が生じたことから、これを増額しようとするものです。

次に、八原小学校管理費につきましては、同校のプール塗装工事の入札不調により設計等の見直しに伴い、設計額に不足が生じることからこれを増額しようとするものです。

その下で、小学校運営費、龍ヶ崎小学校運営費から次のページの城ノ内小学校運営費まで、これは4年ごとに改定となる教師用指導書とデジタル教科書の調達に係る経費とその使用料です。

次に、その下の枠で、中学校運営費です。

これは、中根台中学校で使用している聴力検査機器、いわゆるオージオメーターが定期検査で不適合となったことから、新たにオージオメーターを調達しようとするものです。

次に、その下で小中一貫校施設整備事業です。

まず、委託料です。

これは、令和6年度から予定しております長山中学校区施設一体型一貫校の体育館建設予定地付近の樹木が工事の支障となることから、事前に伐採しようとするものです。

次に、工事請負費につきましては、現在着工しております長山中学校の既存プールの解体工事において、想定外の埋設物が見つかったことから、その切り回し等の工事が必要となったため、増額をするものです。

また、今後校舎1階の改修工事に伴い、普通教室が使用できなくなることから、その間教室として使用する2階、3階の空調機が設置されていない教室へ空調設備を移設しようとするものです。

次のページをお開きください。

中央図書館管理運営費です。

図書館1階のLED照明については、経年劣化により照度が低下していることから、更

新工事を行うものです。

その工事期間等につきましては、図書館利用者の利便性を考慮いたしまして、必要最小限度とするため令和6年6月に予定しております蔵書点検のための休館期間に合わせて実施する予定です。

その下の大きな枠の中で、一番最後の項目になります。

学校給食運営費です。

これは、新給食センターの運営に当たり、これまで第1・第2調理場で使用してきた献立管理システムを統合したところ不具合が生じており、現在、手作業で食材の数量計算等を行っている状況にかんがみまして、新たに献立管理システムを導入しようとするものです。

以上が、議案第23号 令和5年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第6号）における教育委員会及び文教福祉委員会所管事項についての説明になります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はございませんか。

伊藤委員。

○伊藤委員

歳出の26ページの介護施設のことなんですけど、6,511万5,000円の減額なんですけど、作ろうと思ってたところが取り止めたってことになるんですけど、そうしますと、今後の介護保険計画の中で、このまま作らないで大丈夫なのかどうか、一般質問でもあったんですけど、委員会ですので改めて確認したいと思います。

○山村委員長

重田介護保険課長。

○重田介護保険課長

はい、お答えいたします。

今現在パブリックコメント（第9期計画）については実施中ですが、その中におきまして、こちらの特定施設入居者生活介護介護付き有料老人ホーム等の整備につきましては整備を行わず、検証を行う期間としているところです。

以上です。

○山村委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

検証によっては、まだどうなるかってことが分からないということでもいいんですね。

○山村委員長

重田介護保険課長。

○重田介護保険課長

現在パブリックコメント実施中ですので、その対応によって検討したいと思います。

○山村委員長

他にございませんか。

○伊藤委員

長山中学校のことで、今後の整備のためってということなんですけど、今いろいろ整備するために工事をしてるんですけど、その場所を使ってたクラブ活動なんかあると思う

んですけど、そのこのところの日程については、結局その場所がなくなっちゃうということなんで、非常に心配してる人もいるんですけど、そのことについて今後どんなふうな方策があるのかお伺いします。

○山村委員長

名島教育総務課長。

○名島教育総務課長

建設予定地のテニスコートの件でよろしいですか。

今現在、建設予定地のテニスコートの場所については、工事期間中テニスができなくなってしまうということで、想定しているのが若柴公園、あちらをお借りして日常の部活はやっていこうと。ただ、週末に関してはかなり利用者が多いので、それはまた別の使用率の低いテニスコートを今、スポーツ推進課と検討しながら、そちらで使っていこうという形で考えています。

○山村委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

大事な部活ですので、やはりその時間が減るようなことがないように工夫していただいてってということと、あともし他の場所に移る、若柴公園だったら学校から近いから問題ないと思うんですけども、他の場所で必要っていう時にやっぱり交通事故とか不安になりますので、その点は十分注意していただくようお願いしたいと思います。

○山村委員長

他にございませんか。

久米原委員。

○久米原委員

歳出の28ページ。

産後ケア事業の利用者が増えたということで、3種類、確かあると思うんですけども、利用状況、ここはこれだけあるよとかいうのがあったら教えてください。

○山村委員長

蔭山こども家庭課長。

○蔭山こども家庭課長

産後ケア事業の利用の増加の数字になります。令和4年11月時点と本年11月時点の比較ということで報告させていただきます。

まず、宿泊型、令和4年11月時点で8件ありました。本年11月時点で22件、14件の増になっています。

続きまして、日帰りになります。昨年11月時点で15件。本年11月時点で18件になります。

最後に、訪問型になります。昨年11月時点で11件。本年11月時点で14件になります。

来年3月までの見込みという形で増額補正させていただいております。

以上です。

○山村委員長

久米原委員。

○久米原委員

はい、ありがとうございます。

利用者が多いということで、これがきっかけで少し産後うつとかもなくなって、子育て



がきちっとできるといいなと思いますので、こういうところはしっかりお金をつけていただいて頑張ってくださいと思います。

その下の新型コロナウイルス予防接種健康被害給付事業なんですけれども、質疑の際に6件認定がおりてるっていう確かお話があったんですが、今まで給付が今回含めて2回、前回はアレルギーで、今回がこのもう1件で、2件は給付がされておまして、その認定6件ということで、申請された方って、前もお聞きしたんですけど、やはり結構時間が経ってしまっているの、経過がどうなってるのかなっていう部分がありますので、この認定がおりた時点でお知らせが行くのか、どういうタイミングで申請者に連絡が行くのか教えてください。

○山村委員長

飯田医療対策課長。

○飯田医療対策課長

はい、お答えいたします。

今回、久米原議員のおっしゃる通り2例目ということでして、そのうちほか4件の認定につきましては、実は先日まだ来たばかりの状況でございます。

その認定が来た時点で、私どもの方から電話ではご一報をさせていただいております。その後、医療費等の確定額をまた県を経由して国の方に送りまして、その後、額が確定して初めてまた補正等で対応させていただくという流れになりますので、よろしくお願いたしたいと思います。

以上でございます。

○山村委員長

久米原委員。

○久米原委員

はい、ありがとうございます。

きっと待ち望んでいるというか、すごくどうなるのかなっていう不安な思いされてるかなと思うんですね、今日たまたま新聞の記事にもありまして、本当に今回のコロナワクチンって相当な接種をしてるから、今までにないこの救済制度の申請者が多くて、やはり国としても大変な思いはされてるそうなんです。

ただその中で、認定がおりなかった方も出てまして、龍ヶ崎では今のところそういう方はいないのでしょうか。

○山村委員長

飯田医療対策課長。

○飯田医療対策課長

はい、お答えいたします。

龍ヶ崎市の方では、否認になったケースはございません。

以上でございます。

○山村委員長

久米原委員。

○久米原委員

ありがとうございます。

丁寧に対応していただきたいと思います。

よろしくお願いたします。

もう一つが、33ページ、真ん中あたりに語学指導事業委託料が499万円減額ということで、きっとこれってカリキュラムが決まっていることだと思うんですけど、減額になった原因を教えてください。

○山村委員長

大堀教育委員会次長。

○大堀教育委員会次長

はい、お答えいたします。

これは、いわゆるALT教師の派遣事業ということで、契約のいわゆる差金ということで、今回499万円差金が出ましたので、この時点ではっきりしましたので、この時点で補正を上げて減額補正をさせていただいたということでございます。

以上です。

○久米原委員

最後です。

34ページのプールの補修がいろいろあったと思うんですけど、今、プール教室っていうか、プールのところに行って、授業をやっている学校もありますよね。あとは、学校でプール授業をやっているところと、ちょっと今、現状がどの程度になっているのか、あとどちらの方が事業費としてかかるのかなって。

○山村委員長

名島教育総務課長。

○名島教育総務課長

現在、たつこのプールに行っている学校と、あと民間を活用している学校と2種類ございます。

まず、たつこのに行っている学校が馴染小学校、龍ヶ崎西小学校、大宮小学校、長山小学校、長山中学校の5校、それと、ルネッサンスプールを使っているのが松葉小学校、タップスイミングクラブ、こちらは川原代小学校の1校、合計7校がそういった活用をしているところです。

金額的な話なんですけど、児童生徒数が多いと逆にそういった民間に行く方が高く、バスの輸送ですとか、あと1回入る利用料とか考えると高くはなってくる学校もあるのかなとは思われます。実際、そういった児童生徒数の多い学校に関しては輸送がなかなか難しいのが現状です。

以上です。

○山村委員長

久米原委員。

○久米原委員

わかりました。

プールってあんまり子どもが好きじゃなくて、プール授業は必要のかなと思うんですけど、前にやっぱり議会報告会で意見交換会をやった時に保護者の方から、プール授業がプールの施設でやったほうが季節を問わずできますし、寒いときでも暖かいところでできたりもするので、そういうところで言うてできるようになるのであればそちらの方がいいのかなと思ったんですけども、結構プールの維持費も、以前学校の先生にも聞いたことあるんですけど、水道代とか、消毒代とか、あとお掃除とかそういうので維持費もかかるので、大変なんだっていうお話も聞いたことあるし、あとこの修繕費も結構かかっていま

すので、きっと人数が多いところは直していこうっていう、八原小とかはね、思いなのかなと思うんですけども、わかりました。ありがとうございます。

以上です。

○山村委員長

他にございませんか。

後藤委員。

○後藤光秀委員

ただいまの久米原議員のところと同じところなんですけども、28ページの新型コロナウイルス予防接種健康被害給付事業のところです。

先ほど、このケースにつきましての内容はわかったんですけども、これまで認定が下りたものですか、或いは被害の相談ですか、その中で、どういった被害の症状なのか、その症状の例をちょっとお聞かせください。

○山村委員長

飯田医療対策課長。

○飯田医療対策課長

はい、お答えいたします。

ほとんどの相談件数というのは発熱ですとか、倦怠感ですとかが多いんですけど、今回、この申請のあった症状につきましては、詳細につきましては、やはり予防接種調査委員会とかも非公開でやっている関係から、ちょっと細かくお話することはできないんですけど、神経の障害による認定というんですかね、それがほとんどでして、その内1件は急性心不全による方がいらっしゃっておりますので、ちょっと詳細については控えさせていただきます。

以上でございます。

○後藤光秀委員

詳細が言えないってことなんですけど、ちなみに年齢層ですとか、男女ですとかその辺も教えられないですか。

○山村委員長

飯田医療対策課長。

○飯田医療対策課長

はい、お答えいたします。

年齢でございますが、ほとんどの方が、今ちょっと手元にデータがあるんですけど、高齢者の方がほとんどでございます。中には30代の方、また20代の方っていうのもいらっしゃいますが、半数以上はもう高齢者の方がほとんどです。

あとは男女別の割合ですけれど、こちらは大体半々ぐらいの割合になってるかなと思います。

以上でございます。

○山村委員長

よろしいですか。

他にございませんか。

[なし]

○山村委員長

別がないようですので採決いたします。

議案第23号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山村委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第24号 令和5年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、執行部から説明願います。

坪井健康スポーツ部長。

○坪井健康スポーツ部長

それでは、別冊3の49ページをお願いいたします。

議案第24号 令和5年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ215万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ75億9,396万2,000円とするものでございます。

52ページをお開きください。

債務負担行為の補正でございます。

今回は6件の追加と、1件の廃止を計上しております。

追加につきましては、いずれも令和6年度当初から履行するために、令和5年度中の契約が必要なことから、債務負担行為を設定するものでございます。

廃止につきましては、令和5年度当初予算で計上しました、標準システム構築及び運用保守業務委託契約につきまして、令和6年度に行います、住民情報基幹系システム等の標準化と一体で構築を行うこととなったため廃止をするものでございます。

56ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1行目の国民健康保険事業職員給与費等繰入金は職員給与費補正によるものでございます。

その下の財政安定化支援事業繰入金は、地方交付税措置による財政安定化支援事業繰入金確定に伴う差額の補正でございます。

その下、産前産後保険税繰入金は、産前産後保険税減額制度による一般会計からの繰入金でございます。

その下の国民健康保険支払準備基金繰入金は、財政安定化支援事業繰入金及び産前産後保険税繰入金の歳入増と、職員給与費及び過誤納還付金の歳出増に係る繰入金でございます。

58ページをお願いいたします。

歳出でございます。

なお、職員給与費等につきましては、各種手当等の執行状況による補正ですので説明は割愛をさせていただきます。

3行目になります。

国民健康保険賦課事務費です。

これは、産前産後保険税減額制度に対応するためのシステム改修経費でございます。

説明は以上です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山村委員長

執行部からの説明が終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔なし〕

○山村委員長

議案第24号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山村委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第25号 令和5年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、執行部から説明願います。

荒槇福祉部長。

○荒槇福祉部長

同じ議案書になります。

65ページをお開きください。

議案第25号 令和5年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

この補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,352万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ62億4,894万3,000円とするものです。

あわせて、債務負担行為につきましても、令和6年度当初より契約を履行するに当たりまして、令和5年度中に契約する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

68ページをお開きください。

第2表 債務負担行為です。

福祉部所管の事項は中段からになります。

徘徊高齢者家族支援サービス事業業務委託契約から一番下の認知症カフェ運営業務委託契約までの7件となります。

72ページをお開きください。

歳入です。

上から2段目の箱になります。

項が2の国庫補助金及び一番下の箱、項が2の県補助金の地域支援介護予防・日常生活支援総合事業以外交付金（現年度分）につきましても、福祉総務課の所管事業であります地域支援事業に関して、人事異動に伴う職員給与費の減額分となります。

次のページ、73ページです。

項が1の一般会計繰越金の地域支援介護予防・日常生活支援総合事業以外繰入金につきましても、一般会計歳出の中の介護保険事業繰出金のうち、福祉総務課の所管事業にかかります職員給与の繰り入れに関するものでございます。

福祉部所管の説明は以上となります。

○山村委員長

坪井健康スポーツ部長。

○坪井健康スポーツ部長

続きまして、健康スポーツ部の所管事項についてご説明をさせていただきます。

68ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為でございます。

所管となるものは1行目から10行目の介護給付費通知書等作成及び封入封緘業務委託契約までが所管となります。

次に、72ページをお願いいたします。

1行目の介護給付費現年度分でございます。

介護給付費の歳出補正に対する国の法定負担です。

一つ飛びまして、介護保険制度改正支援事業費です。

介護報酬改定に伴うシステム改修費の国庫補助金です。補助率は2分の1です。

その下、介護給付費現年度分でございます。

介護給付費の歳出補正に対する支払い基金交付金の法定負担分です。

その下、介護給付費現年度分です、介護給付費の歳出補正に対する県の法定負担分でございます。

73ページの1行目になります。

介護給付費繰入金です。

介護給付費の歳出補正に対する市の法定負担分でございます。

3行目、介護保険事業職員給与費等繰入金です。

一般会計の介護保険事業特別会計繰出金のうち、職員給与費分の受け入れ項目です。

その下、その他一般会計繰入金です。

一般会計の介護保険事業特別会計繰出金のうち、介護報酬改定に伴うシステム改修費の市負担分の受け入れ項目となります。

一番下の介護保険支払準備基金繰入金です。

介護給付費の歳出補正に伴う第1号被保険者保険料等の法定負担分の不足分と、地域支援事業職員給与費を基金から繰り入れるものでございます。

74ページをお願いいたします。

2行目、介護保険事務費でございます。

介護報酬改定に伴うシステム改修費です。

続きまして、75ページになります。

1行目の居宅介護サービス給付費から5行目の高額介護サービス費につきましては、執行状況から増額をするものでございます。

説明は以上です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はございませんか。

伊藤委員。

○伊藤委員

74ページの介護保険事務費の委託料、システム改修って話でしたけども、このシステム改修の具体的な中身を教えてください。

○山村委員長

重田介護保険課長。

○重田介護保険課長

はい、お答えいたします。

システム改修の中身ですが、今回システムが二つありまして、一つは介護保険システム、こちらが187万円で、もう一つが介護事業所台帳管理システム、こちらが33万円の改修となります。

内容でございますが、介護保険システムの方は、介護保険の資格、賦課、徴収、給付などを管理するシステムで、現在国で事業者等に対する介護報酬の改定及び1号保険料負担の見直し、所得の標準段階を9段階から13段階へ多段階化するなどの検討が審議されております。こちらの改正がありました場合、それらを反映させるためのシステム改修となります。

もう一方の介護保険事業所台帳管理システムの方は、介護サービス事業者の情報を管理するシステムで、介護報酬の改定に伴う加算入力項目の追加、変更、確認、審査、登録機能の変更などをするためのシステム改修となります。

以上です。

○山村委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

しつこくて悪いんですけど、保険料の見直しを含めてっていうことはまだ保険料はあげるとか審議中なんですけど、時間的なあれもあるから保険料が上がった場合のシステムの改修も行うということで、ちょっと確認させてください。

○山村委員長

重田介護保険課長。

○重田介護保険課長

はい、そうですね、現在審議中でございますが、それを見てからではシステム改修の方が間に合いませんので、そのための予算となります。

以上です。

○山村委員長

よろしいですか。

他にございませんか。

伊藤委員。

○伊藤委員

システム改修に保険料の改定も含めてっていうところなので、私どもはやはり高い介護保険料は上げてほしくないなと思ってますので、この改定については反対します。

○山村委員長

他にございませんか。

[なし]

○山村委員長

別にないようですので採決いたします

ご異議がありますので、挙手採決いたします。

議案第25号、本案は原案の通り了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○山村委員長

賛成多数であります。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第26号 令和5年度龍ヶ崎市障がい児支援サービス事業特別会計補正予算（第3号）について、執行部から説明願います。

荒槇福祉部長。

○荒槇福祉部長

別冊4をご用意ください。

議案書の1ページをお開き願います。

議案第26号 令和5年度龍ヶ崎市障がい児支援サービス事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

この補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ112万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,564万8,000円とするものです。

4ページをお開きください。

第2表 債務負担行為です。

つぼみ園の清掃業務委託契約及び集金業務システム利用契約につきまして、令和6年度当初より契約を履行するにあたりまして、令和5年度中に契約する必要があるため、債務負担行為を設定するものとなります。

8ページをお開きください。

歳入でございます。

障がい児支援サービス事業給与費等繰入金です。

こちらは、つぼみ園職員の人件費の調整により、一般会計から繰り入れるものとなります。

歳出につきましても、次のページになります。

歳出につきましても、職員及び会計年度任用職員の人件費調整による補正となります。

説明は以上でございます。

ご審議をお願いいたします。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔なし〕

○山村委員長

別がないようですので、議案第26号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山村委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第27号 令和5年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について、執行部から説明願います。

坪井健康スポーツ部長。

○坪井健康スポーツ部長

別冊4の15ページをお願いいたします。

議案第27号 令和5年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を



それぞれ19億8,827万8,000円とするものでございます。

18ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為でございます。

2件の債務負担行為の限度額を設定しております。いずれも令和6年度当初から履行するため、令和5年度中の契約が必要なことから、債務負担行為を設定をするものでございます。

22ページをお願いいたします。

歳入でございます。

後期高齢者医療事務費等繰入金は、職員給与費等の補正による繰入金でございます。

23ページの歳出につきましては、今回人件費に関するものですので職員手当等の執行状況による補正のみとなりますので、説明につきましては割愛をさせていただきます。

説明は以上です。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔なし〕

○山村委員長

別がないようですので採決いたします。

議案第27号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山村委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第30号 損害賠償の額の決定について、執行部から説明願います。

坪井健康スポーツ部長。

○坪井健康スポーツ部長

議案第30号 損害賠償の額の決定についてです。

追加議案書の4ページをお願いいたします。

議案第30号につきましては、12月6日の全員協議会でご説明をしました龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計に係る消費税についてに関するものでございます。

消費税の申告遅延により発生する損害賠償、延滞税及び無申告加算税の額の決定について、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

損害賠償額は合計10万2,400円となります。

内訳につきましては、延滞税が1万3,900円、これは、令和4年度の消費税の申告期限の翌日である令和5年10月3日を起算日としまして、令和6年1月30日を申告完了日と想定したものでございます。無申告加算税は消費税本税、これが177万2,800円となりますので、その5%相当となります。

なお、額につきましては、試算について龍ヶ崎税務署に依頼をしたものでございます。また、延滞税につきましては、申告手続きが想定より早く完了したときには、減額となることから、その場合には改めて議会に報告をさせていただきます。

続きまして、2の相手方でございます。

これは、納付先である龍ヶ崎税務署となります。

3の事件の概要でございます。

令和4年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計に関しまして、市が令和2年度から茨城県後期高齢者医療広域連合から受託しています高齢者保険事業に係る委託費、この収入につきましては消費税法の課税売り上げに該当し、当該課税売り上げが1,000万円を超えるため、2年後の令和4年度から当該特別会計も消費税課税事業者となることから、市の消費税法の解釈誤りにより申告が遅れていることが、申告が漏れていることが判明し、これに伴い、延滞税及び無申告加算税が発生したものでございます。

説明は以上です。

申し訳ございませんでした。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

伊藤委員。

○伊藤委員

判明したってことなんですけど、やっぱり厚生労働省からの指摘があって初めてわかったのかっていうことと、近隣の市町村もお手紙が出てるぐらいだから、ほとんど全国的にあったのかなっていうふうに思いますけれども、その辺のこうなっていうんですかね。

私たち議員も、私なんかも気がつかなかったんですけど、その辺の仕事の取り組み方っていいですか、その辺のことについて、改めて、こういうような間違えっていうか、気がつかないってことがないようにしていただきたいなと思うんですけども、今後の姿勢についてお伺いします。

○山村委員長

沼尻保険年金課長。

○沼尻保険年金課長

お答えいたします。

今回、私どもの消費税法上の解釈の誤りがそもそもの原因でございました。

二度と同じことが起きないように、今後は法令の確認等を徹底して参りたいと思います。以上でございます。

○山村委員長

よろしいですか。

他にございませんか。

〔なし〕

○山村委員長

別にないようですので採決いたします。

議案第30号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山村委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第31号 令和5年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第7号）の所管事項について、執行部から説明願います。

荒槇福祉部長。

○荒槇福祉部長

別冊をご用意ください。

議案書1ページになります。

議案第31号 令和5年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第7号）についてでございます。

この補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億7,265万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ303億3,830万4,000円とするものでございます。

はじめに、福祉部の所管事項についてご説明をいたします。

7ページをお開きください。

歳出でございます。

こちらは、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付（追加支援分）給付事業です。

こちらにつきましては、物価高騰の影響を特に受ける低所得世帯に対する経済的負担の軽減を図ることを目的に実施するものであります。

対象者につきましては、12月1日時点において住民登録があり、令和5年度分の住民税が非課税である世帯の世帯主に対して給付金の給付を行います。

主な事業費につきましては、人件費のほか、委託料は給付に係るシステム修正費になります。

補助金でございますが、対象世帯数として約7,000世帯を見込んでおり、1世帯当たり7万円を現金にて支給いたしますので、給付金支給分として4億9,000万円になります。

1月中旬から対象者へ関係書類の発送を開始いたしまして、2月上旬には1回目の給付を行う予定でございます。

続きまして、一番下の箱です。

物価高騰対応重点支援たつのこ育て応援給付金給付事業です。

こちらにつきましては、食料品価格の物価高騰等による家計への影響を踏まえ、進学や進級など、子どもたちの新生活を応援することを目的として支給するものでございます。

事業内容につきましては、12月1日現在で市に住民登録がある、平成17年4月2日以降に生まれた18歳以下の児童約1万1,000人を対象として、1人当たり1万5,000円を支給するものでございます。

需用費は、振り込みに要する事務用品や封筒印刷代、役務費は決定通知書等の郵送料、委託料は既存システムの改修費になります。

補助金でございますが、市に口座情報がある対象児童分につきましては、申請不要で令和6年2月に登録口座へ振り込み、口座情報がない対象児童分は申請書、口座振込依頼書などを送付し、申請受付後、指定の口座へ振り込んで参ります。

福祉部所管の説明は以上でございます。

#### ○山村委員長

坪井健康スポーツ部長。

#### ○坪井健康スポーツ部長

健康スポーツ部の所管事項について説明をさせていただきます。

7ページをお開きください。

2行目の後期高齢者医療事業特別会計繰出金でございます。

先ほどの議案第30号でご説明しました、特別会計におけます消費税及び延滞税、無申告加算税の納付に伴う繰出金でございます。

説明は以上です。

ご審議のほどよろしく願います。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔なし〕

○山村委員長

別がないようですので採決いたします。

議案第31号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山村委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第32号 令和5年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）について、執行部から説明願います。

坪井健康スポーツ部長。

○坪井健康スポーツ部長

13ページをお開きください。

議案第32号 令和5年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ187万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億9,015万4,000円とするものでございます。

18ページをお願いいたします。

歳入の後期高齢者医療事務費等繰入金は一般会計からの繰入金でございます。

19ページになります。

後期高齢者医療事務費の補償、補填及び賠償金は、議案で説明しました延滞税1万3,900円及び無申告加算税8万8,500円の合計10万2,400円でございます。公課費につきましては、納める消費税本税の額177万2,800円でございます。

説明は以上です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔なし〕

○山村委員長

別がないようですので採決いたします。

議案第32号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山村委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）、執行部から説明願います。

中村教育部長。

○中村教育部長

それでは議案書の方にお戻りいただきまして、議案書50ページになります。

専決処分承認について、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、和解に関することについて専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により、これをご報告させていただき、その承認を求めるものです。

51ページをお開きください。

令和5年10月3日午後3時20分ごろ、龍ヶ崎小学校の職員駐車場につきまして、同校の用務手が除草作業をしていたところ、使用しておりました刈払い機によって小石が飛散いたしまして、当該駐車場に駐車中の龍ヶ崎市に在住の方の所有する小型乗用車を破損させてしまった事故に関する損害賠償額の決定と和解につきまして、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでありましたので、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、これを専決処分させていただいたものです。なお、損害賠償額につきましては17万7,309円です。

説明につきましては以上でございます。

大変申し訳ありませんでした。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔なし〕

○山村委員長

別がないようですので採決いたします。

報告第3号、本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山村委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り承認することに決しました。

続きまして、報告第4号 専決処分承認を求めることについて（和解に関することについて）、執行部から説明願います。

中村教育部長。

○中村教育部長

議案書52ページをお開きください。

専決処分承認についてということで、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、和解に関することについて専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定によりまして、これをご報告させていただき、その承認を求めるものです。

53ページをお開きください。

令和5年9月25日午後1時30分頃、長山小学校の校庭におきまして同校の児童が行った投石により、市道交差点に停車中の龍ヶ崎市内の会社が所有する普通乗用車を破損させた事故に関する損害賠償額の決定と和解につきまして、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をさせていただいたものです。なお、損害賠償額につきましては、20万1,520円です。

説明につきましては以上です。

大変申し訳ありませんでした。

○山村委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

[なし]

○山村委員長

別がないようですので採決いたします。

報告第4号、本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

[異議なし]

○山村委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り承認することに決しました。

続きまして、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）、執行部から説明願います。

坪井健康スポーツ部長。

○坪井健康スポーツ部長

54ページをお願いします。

報告第5号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

55ページをお開きください。

内容についてでございます。

令和5年9月21日今後2時40分ごろ、龍ヶ崎市小通幸谷町のピバホーム竜ヶ崎店の駐車場におきまして、公用車のドアを小型乗用車に接触させた事故に関する損害賠償額の決定及び和解について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただいたものでございます。損害賠償額が4万2,812円でございます。

公用車のドアをあけた際に強風にあおられまして、隣に駐車している車両にドアを接触させてしまった事故でございます。

申し訳ございませんでした。

○山村委員長

執行部からの説明終わりましたが、質疑等はありませんか。

[なし]

○山村委員長

別がないようですので採決いたします。

報告第5号、本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

[異議なし]

○山村委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り承認することに決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。

これをもちまして、文教福祉委員会を閉会いたします。

お疲れ様でした。